

宍粟市市民提案実施要綱

平成 24 年 2 月 6 日告示第 5 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、宍粟市自治基本条例（平成 23 年宍粟市条例第 4 号）第 30 条に規定する市政に関する市民の提案（以下「提案」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(提案の内容)

第 2 条 提案は、建設的なもので、次の各号にいずれかに該当するものでなければならない。

- (1) 行政事務及び作業効率の向上に関するもの
- (2) よりよいまちづくりに関するもの
- (3) 地域の課題の解決等に資するもの
- (4) その他市政運営について有益であるもの

2 提案の内容が、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、提案として取り扱わないものとする。

- (1) 前項各号の規定に該当しないもの
- (2) 提案の内容が漠然としていて不明瞭なもの
- (3) 個人的な要望、不平不満及び欠点の指摘にとどまるようなもの

(提案の提出方法等)

第 3 条 提案しようとする者（以下「提案者」という。）は、市民提案書（以下「提案書」という。）に必要事項を明記し、次の各号に掲げるいずれかの方法により提出するものとする。

- (1) 市が指定する場所への書面の提出
- (2) 郵便
- (3) ファクシミリ
- (4) 電子メール
- (5) その他市が適当と認める方法

(提案の取扱い)

第 4 条 市長は、前条の規定により提出された提案を審議し、採用の可否について決定するものとする。

2 市長は、提案書を受領した日の翌日から起算して 30 日以内に提案者に回答しなければならない。

3 やむを得ない理由により前項に規定する期限内に回答できないときは、その理由を提案者へ報告しなければならない。

(公表)

第 5 条 市長は、前条の決定を行ったときは、提出された意見の概要（宍粟市情報公開条例（平成 17 年宍粟市条例第 17 号）第 7 条に規定する不開示情報を除く。）及び採用の可否について公表しなければならない。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、市民提案に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。